

第二部 企業の弁護士ニーズの検討

第3章 大企業の法務と弁護士利用

—構造方程式モデリングによる法務の発展の分析—

齋藤 宙治

【論文要旨】

企業における法務の対応は、大別すると、法務部門（主に弁護士資格のない法務担当者）の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用の3種類に分類できる。本稿では、企業の事業規模が、これらの3種類の対応につながる流れを実証的にモデル化することを試みた。企業の法務の発展と弁護士利用のメカニズムに迫ろうとする研究である。構造方程式モデリングという手法を用いて、大企業調査のデータを分析した。主な知見として、各企業の《事業規模》の拡大が《法務の基盤》（=法務に対するニーズ・資源的余裕）を拡大させること、そのうえで《法務の基盤》が拡大すると法務部門の発展と社外弁護士の利用拡大の双方につながり、かつ法務部門が発展すると社内弁護士採用につながる、という説明モデルを示すことができた。すなわち、①大企業の潜在的な《法務の基盤》は《事業規模》によってかなり強く（8割方）規定されていること、②社内の法務部門の発展と社外弁護士の利用は、いずれも企業が内包する《法務の基盤》から影響を受けているが、両者の間には相互の関係性はなさそうであること、③他方で、社内弁護士の採用については、社外弁護士の利用とは異なり、社内の法務部門の発展から直接の影響を受けていること、などがわかった。

1. はじめに

本稿の目的は、大企業の事業規模が弁護士利用につながるメカニズムについて、データに裏付けられたモデルを構築することである。

近年、弁護士人口が急増し、また企業における法務のあり方も変動する中、企業側と法曹業界側の双方において、企業における弁護士利用のあり方・促進について再考することが必要になってきている。具体的には、企業における法務は、大別すると、①社内に法務部門（主に弁護士資格のな

い法務担当者）を設けて対応する、②社外弁護士に依頼する、③社内に弁護士を採用して社内弁護士が対応する、の3種類に分類できよう。したがって、もしこの3種類の法務の位置付けをモデル化できれば、企業における法務のメカニズムの全体像が可視化できる。ひいては、企業における弁護士利用のあり方・促進を検討する際の基盤としても役に立つと期待できる。そこで、本稿では、構造方程式モデリングという手法を用いて、企業の事業規模が、法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用につながる流れをモデル化することを試みる。

企業の法務部門の実態や弁護士利用の実態については、これまでに複数の大規模な調査がなされてきた。2014年時点の大企業及び中小企業を対象にした「法曹人口調査」（内閣官房2015）のほか、経営法友会が主に大企業を対象に1965年から5年おきに継続的に実施している「法務部門実態調査」（経営法友会2016; 2010; 2006など）や、日弁連が中小企業を対象に過去2回実施した「中小企業の弁護士ニーズ全国調査」（日弁連2017; 2008）などがある。これらの調査データからすでに判明している、企業の法務部門、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用に関するおおまかな現状と動向は、次のとおりである。

企業の法務部門については、大企業の法務担当者数は近年増加傾向にあるようである。第10次及び第11次「法務部門実態調査」によれば、回答企業の法務担当者数の平均は、2005年には6.7人だったのが、2015年には8.8人に増加したとされる（経営法友会2016: 21）。また、資本金額の大きい企業ほど、法務担当者数が多く、かつ、増加傾向が強いことも明らかになっている（経営法友会2016: 21）。

企業の社外弁護士の利用状況については、近年特筆すべき変化はない。「法曹人口調査」と「法務部門実態調査」では、社外弁護士の利用状況を直接的に示す指標として、企業が支払った年間の弁護士費用額（あるいは計上予算額）が質問されている。「法務部門実態調査」によれば、弁護士費用の年間総額はここ15年あまり変動はないようである（経営法友会2016: 202; 2006: 74）。ちなみに、資本金額の大きい企業ほど、弁護士費用の年間総額が大きい傾向があることも明らかになっている（経営法友会2010: 125; 2006: 74）。

そして、企業の法務における近年の最も特筆すべき動向は、社内弁護士の採用の拡大である。日本国内の企業内弁護士の総数¹はこの18年で、66人（2001年9月時点）から2418人（2019年6月時点）に激増した（日本組織内弁護士協会2019a）。これを企業単位で集計し直すと、1139社（2019年6月時点）において企業内弁護士が採用されている（日本組織内弁護士協会2019b）。もっとも、いまだに中小企業では社内弁護士の採用は見られない（内閣官房2015:68）。したがって、日本全国の大企業11,157社（2016年6月時点、中小企業庁2018）のうち、約10%の大企業において社内弁護士が採用されていることになる²。また、大企業の中でも、資本金額や従業員数の大きい企業ほど、社内弁護士の採用傾向が高いことも明らかになっている（内閣官房2015:68；経営法友会2016:147）。

以上のように、これまでの調査の集計結果からは、企業の事業規模と社内の法務部門や社外の弁護士利用の間には、一定の相関関係があることがすでに示されている。この相関関係は直感的にも納得しやすいものである。企業の事業規模が大きくなるほど、企業として法務に取り組む必要性が大きくなり、さらに法務に費やす人的・金銭的な余裕も生まれてくるのだと考えられる。

しかし、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用の間の関係性はどうなっているかについては、これまで研究されてこなかった。海外においても、この点を解明した実証的な研究は管見の限り見当たらない³。例えば、事業規模が大きい企業ほど法務部門が発展していて、かつ、社外弁護士の利用も多い傾向があったとしても、それだけでは、法務部門の発展と社外弁護士の利用との間の関係性については、何もわから

1 正確には、「国と地方自治体以外のあらゆる法人」（日本法に基づく会社のほか外団会社の日本支社なども含む。なお、弁護士法人は含まない趣旨だと思われる）の「所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者」の数。

2 なお、「法曹人口調査」では回答した大企業のうち約12%（下記2、「分析に使用するデータ」参照）、第11次「法務部門実態調査」では回答企業のうち約24%（経営法友会2016:146）において、社内弁護士が採用されているという結果であった。実際の割合（約10%）と比べると、後者は3倍も数字が異なるのに対し、前者は大きなズレがない。したがって、「法務部門実態調査」は法務に力を入れている企業にサンプリングが偏っているのに対し、「法曹人口調査」はサンプリングの偏りが小さいようだと評価できる。

ない。事業規模が大きくなつて、法務のニーズが大きくなることによつて、法務部門の発展と社外弁護士の利用の双方ともが促進されるのかもしれない（下記仮説モデル1や2Aなど参照）。あるいは、そうではなく、事業規模が大きくなつて、法務のニーズが大きくなることによつて、まず法務部門が発展し、その後、法務部門の発展によって社外弁護士の利用が促進されるのかもしれない（下記仮説モデル3A参照）。

本稿では、このような社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用の間の関係性のメカニズムをデータに基づいて検証する。

2. 分析に使用するデータ

分析に使用するのは、「法曹人口調査」（内閣官房2015）のうちの大企業調査のデータである。同調査は、2014年6月から8月にかけて実施された。経営法友会会員企業1107社のほか、特殊法人16社、上場企業2238社、非上場会社1639社の計5000社に質問票を送付し、1139社から回答を得た（回収率22.9%）。このように、送付先は一定規模以上の上場会社をすべて含むほか、同規模の非上場会社も含み、また特に法務に関心のある企業として経営法友会会員企業もすべて含まれている⁴。バランスに配慮しながら、ある程度悉皆的にサンプリングがなされたデータといえる。

なお、本稿の分析では、中小企業調査のデータは分析対象に含めない⁵。

3 例えば、Coates et al. (2011:1008)は、インタビューと質問票調査の方法を用いて、米国企業と弁護士（法律事務所）の関係性について解明した研究である。日本と同様に、法務費用予算と法務部門の規模の間 ($r = 0.66$)、法務費用予算と資産額の間 ($r = 0.53$)、年間社外弁護士費用と年間社内弁護士費用の間 ($r = 0.79$)などに相関があることが述べられている。しかし、それらの因果関係については分析されていない。

4 経営法友会とは、企業法務実務担当者の情報交換のための団体であり、少なくとも法務担当者がおり、法務に一定の関心のある企業がその会員である。上場企業については、会社四季報から資本金1億円以上かつ従業員数100人以上の上場企業（経営法友会会員以外）が抽出されている。非上場企業についても、会社四季報（未上場会社）から同様の条件で選別したあと、（質問票の発送総数が5000社になるように発送数を調整するため）東京所在でかつ資本金の小さい企業から624社を除いた1639社が対象とされている（内閣官房2015:10）。

5 「法曹人口調査」では、中小企業（東京商工会議所会員企業）を対象とした調査もなされているが、中小企業調査のデータでは、社内弁護士を採用している企業は皆無であった。本稿では、社内弁護士の採用も含む法務のメカニズムを解明する目的であるため、中小企業調査のデータは分析対象から外した。

大企業調査では、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用に関する情報として、それぞれ、各企業の社内の法務担当者数、社外弁護士の利用のための年間予算、「社員」として採用している社内弁護士数が質問されている。また、各企業の事業規模に関する情報としては、資本金額と従業員数も質問されている。本稿では、これらの情報を変数（個体ごとに数値が異なる数値化された事象）として分析を行なう。

各変数の定義と概要は、表1のとおりである。

表1 分析に使う変数の概要

法務担当者数	社内の法務担当者の総人数。その前のスクリーニング質問で「法務専門の部署はなく、法務担当者もいない」が選択されている場合は0人として扱う。 平均は4.80人（標準偏差10.32、回答企業数1106）。なお、法務担当者が少なくとも1人はいる回答企業は84.72%。法務担当者ありの企業に限定すると、法務担当者数の平均は5.66人（標準偏差10.99、回答企業数937）。
社外弁護士予算	社外の弁護士（顧問弁護士を含む）の利用のために計上している毎年の予算。回答企業が「約～万円」の数字で回答したもの、「計上していない」の回答は、0万円として扱う。 平均は1124万円（標準偏差6047、回答企業数945）。
社内弁護士数	「社員」として日本の弁護士登録者が在籍している人数。その前のスクリーニング質問で、社員及び役員の中に日本の弁護士登録者が「含まれていない」が選択されている場合は、0人として扱う。 平均は0.33人（標準偏差1.40、回答企業数1139）。なお、社内弁護士が少なくとも1人はいる回答企業は12.03%であり、87.97%の回答企業には社内弁護士はいない。社内弁護士ありの企業に限定すると、社内弁護士数の平均は2.77人（標準偏差3.11、回答企業数137）。

資本金
回答企業は、「1000万円未満」から「100億円以上」までの7つのカテゴリー区間の中から選択。各カテゴリーの区間の中間値を階級値として、連続変数に変換したものを分析に用いる（例：「1億円以上5億円未満」はすべて「30000」万円とみなす）。なお、中間値の算出に際しては便宜上、「100億円以上」の上限は直前の区間と等間隔に150億円と仮定した（下限の区間「1000万円未満」に該当する回答企業はなかった）⁶。

平均は555815万円（= 55億5815万円）（標準偏差473481、回答企業数1130）。

従業員数
回答企業は、「25人未満」から「5000人以上」までの8つのカテゴリー区間の中から選択。各カテゴリーの区間の中間値を階級値として、連続変数に変換したものを分析に用いる（例：「1000人以上3000人未満」はすべて「2000人」とみなす）。なお、中間値の算出に際しては便宜上、「25人未満」の下限は0人、「5000人以上」の上限は直前の区間と等間隔に7000人と仮定した。

平均は1678.83人（標準偏差1845.60、回答企業数1129）。

注) いずれも質問票に対する回答企業の自己申告に基づく。また、後述のとおり、構造方程式モデリングの分析の際には、いずれの変数も対数変換したものを用いる。

また、変数間の相関関係⁷は、表2のとおりである。とても強い相関は見当たらないが、いずれの2つの変数の組み合わせにおいても、一定程度の正の相関関係がある。具体的には、法務に関する変数同士の相関を見ると、法務担当者数と社内弁護士数の間に相関（ $r = 0.59$ ）があり、それ以外の組み合わせにも弱い相関がある。事業規模に関する2つの変数（資本金と従業員数）の間にも相関（ $r = 0.58$ ）がある。また、事業規模に関する変数と法務に関する変数の間の相関を見ると、従業員数と法務担当者数の間

6 實際には資本金1000億円以上の企業も相当数含まれるはずであるが（経営法友会（2016）参照）、「法曹人口調査」の質問票では上限のカテゴリーが「100億円以上」のため、それ以上の区別はできない。

7 相関係数（ r ）は、-1から1までの数字をとり、絶対値が大きいほうが、変数間の相関が強いことを意味する。符号は相関の方向性が正（一方の変数の数値が大きいときには、他方の変数の数値も大きい関係）か負（一方の変数の数値が大きいときは、他方の変数の数値は小さい関係）かを意味する。

には正の相関があり ($r = 0.47$)、それ以外の組み合わせにもいずれも弱い相関がある。

表2 変数間の相関関係

	法務担当者数	社外弁護士予算	社内弁護士数	資本金額	従業員数
法務担当者数	1.00	—	—	—	—
社外弁護士予算	0.30	1.00	—	—	—
社内弁護士数	0.59	0.29	1.00	—	—
資本金	0.39	0.21	0.29	1.00	—
従業員数	0.47	0.27	0.37	0.58	1.00

注) 相関係数(ペアワイズ)を表示。どの変数間の相関も0.1%水準で統計的に有意。

3. 仮説モデルの提示

本稿では、仮説モデルをいくつか考えたうえで、どのモデルが実際のデータに最も良くあてはまるかを検証する。そこで、まず、合理的にあり得そうな仮説モデルを考えて以下に列挙してみたい。

はじめに、すべてのモデルに共通する構造として、企業の《事業規模》が《法務の基盤》に影響しているはずだと考える。過去の調査結果(1、「はじめに」参照)からすでに明らかになっており、また上記表2でも示したとおり、企業の事業規模と社内法務部門や社外の弁護士利用の間には、一定の相関関係があるからである。企業の事業規模(発展段階)は様々な形で数字に現れるが、様々な要素が関係しているため直接包括的に観測することはできない。資本金額、従業員数をはじめ、他にも売上高、経常利益、資産額、オフィスの広さ、取引先数など多様な形で数字に現れるだろう。そうしたところ、本稿で用いる「法曹人口調査」(大企業調査)のデータでは、従業員数と資本金額の2つが測定されている。そこで、この2つの観測変数(実際に数値が観測されている変数のこと)を手がかりに、その背後にある《事業規模》という潜在変数(直接的には数値を観測できない、背後にある抽象的な概念のこと、因子とも呼ばれる)の存在を想像する。そして、企業の《事業規模》が大きくなると、企業として法務を取り組む

必要性が大きくなり、また法務に費やす人的・金銭的な資源的余裕も生まれてくるだろうと考える。本稿では、そのような法務に対するニーズと資源配分をまとめて、企業の《法務の基盤》と呼ぶこととする。この《法務の基盤》という潜在変数が、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用などに(少なくとも間接的には)影響を与えていているのではないかと考えられる。

しかしながら、《法務の基盤》、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用という4つの事象相互の因果関係については、実際に様々な可能性があり得る。計6個の仮説モデルを図示したものが、図1である。図中の矢印は「パス」と呼ばれ、根元の要素が矢先の要素に直接的に影響を与えているという因果関係を表している。このようなモデルの図示方法は、一般に「パス図」と呼ばれる。なお、パス図では、観測変数は長方形、潜在変数は楕円形で図示される。

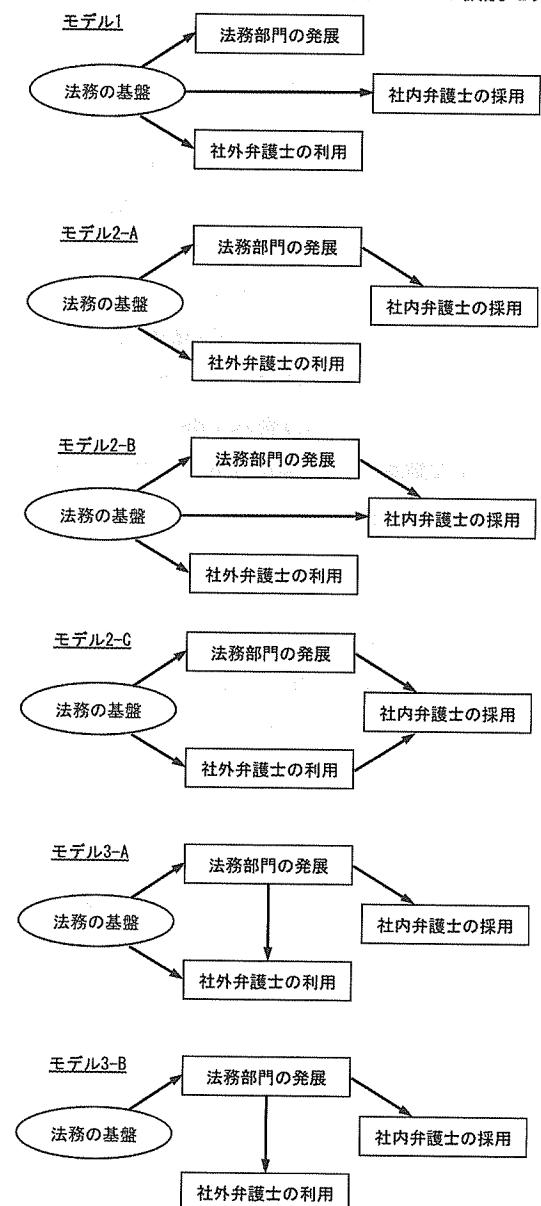
第一に、最も単純なモデルとして、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用は、いずれも各企業が内包する《法務の基盤》から直接影響を受けるのではないかとの仮説があり得るだろう。《法務の基盤》から、法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用に対して、パスが引かれるモデルである(仮説モデル1)。どれも法務に関係する要素である以上、《法務の基盤》から直接決まると考えることは合理的かもしれない。

第二に、社内弁護士の採用については、《法務の基盤》から直接影響を受けるわけではなく、直接的には法務部門の整備に起因すると考える仮説も合理的に思われる。《法務の基盤》から法務部門の発展と社外弁護士の利用にパスが引かれ、さらに、法務部門の発展から社内弁護士の採用に対して、パスが引かれるモデルである(仮説モデル2-A)。たしかに、社内に弁護士を採用する段階に至るためには、まず法務部門が整備されなくてはならないのかもしれない。また類似モデルとして、社内弁護士の採用については、《法務の基盤》と法務部門の発展の双方から直接影響を受けると考えるモデルもあり得るだろう。仮説モデル2-Aのパスに加えて、社内の法務部門の発展から社内弁護士の採用に対してパスが引かれるモデルである(仮説モデル2-B)。社内に弁護士を採用するためには法務部門の整

備も重要だが、《法務の基盤》が高ければ、たとえ法務部門が未整備であっても直ちに社内弁護士の採用につながるのかもしれない。さらに、別の類似モデルとして、社内弁護士の採用は、社外弁護士の利用からも影響を受けるという仮説もあり得ると思われる。仮説モデル2-Aのパスに加えて、社外弁護士の利用から社内弁護士の採用に対してパスが引かれるモデルである（**仮説モデル2-C**）。もしかすると、社外弁護士を利用することで弁護士の実態や有用性についての企業の理解が進めば、社内弁護士の採用にもつながるのかもしれない。

第三に、社内弁護士の採用のみならず、社外弁護士の利用もまた、法務部門の整備から影響を受けているという仮説もあり得そうである。法務部門が整備されると社外弁護士の利用もより促進されるに違いない、という説はもっともらしく聞こえる。そこで、仮説2-Aのパスに加えて、社内法務部門の発展から社外弁護士の利用に対してパスが引かれるモデル（**仮説モデル3-A**）と、仮説3-Aのパスのうち《法務の基盤》から社外弁護士へのパスを削除したモデル（**仮説モデル3-B**）の2つを考える。前者は、社外弁護士の利用は、《法務の基盤》と法務部門の発展の双方から直接影響を受けると考えるモデルであり、後者は、社外弁護士の利用は、法務部門の発展のみから直接影響を受けると考えるモデルである。

図1 大企業における法務の発展の6つの仮説モデル



注) すべてのモデルに共通する「事業規模→従業員数」「事業規模→資本金」「事業規模→法務の基盤」という3つのパスは記載を省略。省略されたパスについては、後掲図2のパス図の左半分を参照されたい。

4. 分析

4.1. 分析手法の解説—構造方程式モデリングとは

上記の仮説モデルを検証するための手法として、構造方程式モデリング（「SEM」「共分散構造分析」とも呼ばれる）という統計的手法を用いる⁸。この手法を用いると、予測・説明関係の流れを表す複雑なモデルの候補のうちどれが最も適切かを比較検証することができる。

そのおおまかな基本原理は、①仮説モデルのパス図をまず方程式で表して、②その方程式に基づき、各変数間の共分散の理論式を導出したうえで、③その理論式と、実際のサンプルデータに基づく各変数間の共分散の数値との相違度が最小になるように方程式を解く、というものである。例えば、後掲図2は、上記仮説モデル2-Aに基づくモデルだが、これを方程式で表現すると、

$$\text{従業員数} = b_1 \times \langle\text{事業規模}\rangle + \text{誤差 } 1, \text{ 誤差 } 1 \text{ の分散} = v_1$$

$$\text{資本金額} = b_2 \times \langle\text{事業規模}\rangle + \text{誤差 } 2, \text{ 誤差 } 2 \text{ の分散} = v_2$$

$$\text{法務担当者数} = b_4 \times \langle\text{法務の基盤}\rangle + \text{誤差 } 4, \text{ 誤差 } 4 \text{ の分散} = v_4$$

$$\text{社外弁護士予算} = b_5 \times \langle\text{法務の基盤}\rangle + \text{誤差 } 5, \text{ 誤差 } 5 \text{ の分散} = v_5$$

$$\text{社内弁護士数} = b_6 \times \text{法務担当者数} + \text{誤差 } 6, \text{ 誤差 } 6 \text{ の分散} = v_6$$

$$\langle\text{法務の基盤}\rangle = b_3 \times \langle\text{事業規模}\rangle + \text{誤差 } 3, \text{ 誤差 } 3 \text{ の分散} = v_3$$

と表すことができる⁹。例えば、最初の式は、《事業規模》に b_1 （パス係数と呼ぶ）をかけ合わせるとおおよその従業員数が導き出せることを意味する。もっとも、従業員数には、単純に《事業規模》からだけでは説明できない部分もあるので（例えば、事業分野による違いなど）、それが誤差1であり、その誤差の大きさ（《事業規模》だけでは説明できない部分の大きさ、残差とも呼ばれる）が誤差1の分散 v_1 である。

⁸ 本章の分析に用いた統計ソフトは Stata14.0 であり、分析手順は基本的に Acock (2013) に基づく。構造方程式モデリングの概要是足立 (2006) や朝野ほか (2005)、詳細は豊田 (2003)などを参照。また、構造方程式モデリングの手法を用いた法社会学の分野の代表的な研究としては、森 (2015)。

⁹ 切片の項の記載は省略している。

そして、これらの方程式の集まりから、パス係数 $b_1 \sim b_6$ と誤差の分散 $v_1 \sim v_6$ を用いて、すべての変数間の共分散を理論式（「共分散構造」と呼ばれる）で表すことができる（具体的な理論式は複雑になるのでここでは記載を省略する）。共分散とは、相関関係に類似する概念であり、2つの変数同士の関連性を表す数値である¹⁰。そして、前掲表2は変数間の相関関係を一覧にしたものだが、これと同様に共分散についても、「法曹人口調査」（大企業調査）の実際のデータからも各変数間の共分散の数値（「標本共分散」と呼ばれる）を計算することができる。

そこで、共分散の理論式（共分散構造）と実際のデータの共分散（標本共分散）の相違が最小になるような $b_1 \sim b_6$ と $v_1 \sim v_6$ を算出すれば、「当該仮説モデルを前提とした場合に、実際のデータに最も良くあてはまるような $b_1 \sim b_6$ と $v_1 \sim v_6$ の数値」がわかるという原理である。算出には複雑な計算が必要だが、最尤法と呼ばれる手法で統計ソフトが出力してくれる。例えば、後掲図2の出力結果では、 $b_1 = 0.70$, $v_1 = 0.51$ などと算出されている。

そして、その出力結果は次のように解釈される。まず、「解が収束しない」場合がある。これは、当該仮説モデルを前提とする場合には実際のデータに近いような $b_1 \sim b_6$ と $v_1 \sim v_6$ がそもそも算出できないという意味であり、当該仮説モデルが実際のデータにあてはまっていないことを示唆する。この場合、当該仮説モデルは採用できない。次に、解が収束して一応 $b_1 \sim b_6$ と $v_1 \sim v_6$ が算出されたとしても、実際のデータにあまり良くあてはまっていない場合がある。この場合も、当該仮説モデルは採用できない。あてはまり具合（「適合性」と呼ぶ）をチェックするための指標は多数開発されているが、よく使われるものとして CFI, RMSEA, SRMR などがある。一般的な慣行として、CFI は数値が大きいほど適合性が良く、0.9 以上で許容、0.95 以上で良好な適合と評価される。RMSEA と SRMR

¹⁰ 変数 x と変数 y の共分散の定義は、すべての個体の（「変数 x の値」 - 「変数 x の平均」） \times （「変数 y の値」 - 「変数 y の平均」）を合計して、個体数で割った数値である。この共分散を「変数 x の標準偏差」 \times 「変数 y の標準偏差」で割ったものが、相関係数である。つまり、共分散と相関の主な違いは、相関は -1 から 1 までの数字をとるよう数値の幅が統一（標準化）されているのに対し（前掲注7参照）、共分散では変数の生の単位のまま関連性が示されるという違いがある。

は数値が小さいほど適合性が良く、0.08未満で許容、0.05未満で良好な適合と評価される¹¹。上記指標を用いてチェックした結果、適合性が良好な場合のみ、当該仮説モデルがデータに良くあてはまっていると評価できて、採用できる。そのうえで、もし適合性が十分な仮説モデルが複数ある場合には、さらにそのうちのどのモデルが最も良くデータにあてはまっているかを比較検証しなくてはならない。比較検証するための著名な指標としては、AIC（相対的に数値が小さいほど良いモデルと評価される）などがある。

4.2. 仮説モデルの検証

それでは、この構造方程式モデリングの手法で、上記6つの仮説モデルを検証してみたい。

なお、前記2.（分析に使用するデータ）で整理したとおり、社内の法務部門の発展、社外弁護士の利用、社内弁護士の採用をそれぞれ表す観測変数としては、各企業の法務担当者数、社外弁護士予算、社内弁護士数を用いる。

また、1つ留意点として、以下の分析では、前掲表1のすべての観測変数を対数変換したうえで分析に用いる。対数変換は、2つの変数の関連性を生の単位ではなく、変化率で見るという意味を持つ。例えば、対数変換しない場合は「ある変数が1万円あるいは1人増えるごとに、他の変数が何万円あるいは何人変化するか」という意味の分析になるが、対数変換した場合は「ある変数が1%増えるごとに、他の変数が何%変化するか」という意味の分析になる。今回の分析に使う変数は、数値の桁数が企業によって異なる変数ばかりである。このような場合には、%の変化率で分析するほうが実態をうまく捉えることができるため¹²、対数変換がしばしば使われる。

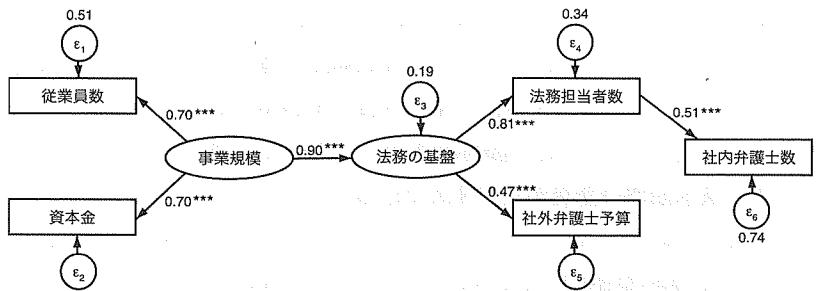
さて、分析の結論から述べると、6つの仮説モデルのうち、仮説モデル

11 Acock (2013: 23) や朝野ほか (2005: 119)などを参照。

12 例えば、従業員数は、最少の12.5人から最多的の6000人まで大きくばらけている。同じ10人増えるのでも、10人の企業が20人になると、1000人の企業が1010人になるとのでは、実態に照らしてその意味に大きな違いがあろう。前者は人数が2倍になることでは、企業が大きく拡大したといえるが、後者は人数が1.01倍になったに過ぎずあまり変わっていないといえるだろう。

2-Aの適合が良好で、かつ最も良いモデルであった。仮説モデル2-Aを検証したパス図が、図2である。このモデルの適合性の指標を見ると、CFIは0.977、RMSEAは0.031、SRMRは0.014であり、非常に良好である。また、AICは12394.901である。

図2 大企業の法務の発展のモデル（仮説モデル2-Aを採用）



注) 図中のパス係数は標準化係数¹³。*** p < 0.001。サンプルサイズ 917。

すなわち、《事業規模》が《法務の基盤》に影響しており、《法務の基盤》の発展が法務担当者数（法務部門の発展）と社外弁護士予算（社外弁護士の利用）にそれぞれ影響しており、かつ、法務担当者数（法務部門の発展）が社内弁護士数（社内弁護士の採用）に影響していると関係性を説明するモデルが支持される。

そして、主な係数や誤差の分散の数値を見ると、まず、《法務の基盤》の誤差 (ε_3) の分散は0.19に過ぎない。したがって、企業の潜在的な《法務の基盤》は、《事業規模》によってその8割方 ($1 - \varepsilon_3$ の分散 = 0.81) が説明されることがわかる。また、《法務の基盤》は法務部門の発展と社外弁護士の利用の双方に影響しているが、両者を比較すると前者に与える影響 (0.81) のほうが後者に与える影響 (0.47) よりも大きい。また、両者の誤差を見ると、法務部門の発展は企業の《法務の基盤》によっておおむ

13 標準化係数とは、すべての変数の平均を0、分散を1に変換（標準化）した場合の係数のことである。標準化することにより、元の変数の単位が異なる複数のパスの大きさを比較することができるようになる。構造方程式モデリングにおいては、標準化係数を示すことが一般的である。

ね ($1 - \varepsilon_4$ の分散 = 0.66) 説明されるが、社外弁護士の利用は《法務の基盤》からは説明できない部分が大きい (ε_5 の分散 = 0.78) ことがわかる。社内弁護士の採用についても、法務部門の発展によって規定されるが、法務部門の発展のみからは説明できない部分も大きい (ε_6 の分散 = 0.74)。

ちなみに、そのほかの 5 つのモデルの検証結果は次のとおりである。

まず、仮説モデル 1 を検証すると、CFI は 0.987, RMSEA は 0.061, SRMR は 0.023, AIC は 12405.097 である。仮説 1 も不適合なモデルではないが、仮説モデル 2-A と比べると、RMSEA で適合性に劣り、AIC も劣る。したがって、仮説 2-A のほうがより良いモデルである。つまり、社内弁護士の採用については、《法務の基盤》から直接影響を受けると考えるよりも、法務部門の発展から影響を受けると考えるほうが、より良いモデルである。

次に、社内弁護士の採用について、《法務の基盤》と法務部門の発展の双方から影響を受けると考える仮説モデル 2-B はどうだろうか。仮説モデル 2-B を検証すると、AIC (= 12395.419) は仮説モデル 2-A に比べるとやや劣るもの、CFI は 0.997, RMSEA は 0.033, SRMR は 0.012 と適合性は非常に良好である。しかし、仮説モデル 2-B では、せっかく《法務の基盤》から社内弁護士数にパスを引いたのだが、実はこの標準化パス係数は 0.10 と数値が低く、統計的にも有意にならない ($p = 0.230$)。つまり、結局のところ、《法務の基盤》から社内弁護士の採用には直接の影響はないのだと考えられる。

では、社内弁護士の採用は、法務部門の発展のみならず社外弁護士の利用によっても促進されるはずだというモデル（仮説モデル 2-C）はどうだろうか。仮説モデル 2-C も、AIC (= 12395.593) は仮説モデル 2-A に比べるとやや劣るもの、CFI は 0.997, RMSEA は 0.034, SRMR は 0.012 と適合性は非常に良好である。しかし、このモデルでも、社外弁護士予算から社内弁護士数へのパスは、標準化パス係数が 0.04 と非常に小さく、統計的にも有意にならない ($p = 0.253$)。すなわち、社外弁護士の利用から社内弁護士の採用への直接の影響はないと考えられる。

最後に、法務部門の発展が社外弁護士の利用を促進しているのではないとした 2 つのモデル（モデル 3-A と 3-B）は、いずれも解が収束しない。

したがって、これらのモデルは不適当である。

4.3. 事業分野ごとの相違

さらに詳細な分析として、事業分野によって企業の法務の発展のモデルに相違はないのかについても検証してみたい。回答企業の事業分野は、「建設業」97 社、「製造業」466 社、「商業」179 社、「金融業」87 社、「サービス業」296 社の 5 つに大別される¹⁴。構造方程式モデリングの中の多母集団同時分析という手法を用いると、複数の集団間のモデルを緻密に比較することができる。そこで以下では、上記 5 つの事業分野ごとに異なる企業集団だと考えて、比較分析を行なう。

まず、第一の分析として、果たしてどの事業分野の企業集団についてもモデル 2-A があてはまるのかを検証する。検証方法としては、多母集団同時分析を用いて、図 2 と同じ配置のモデル（ここでは、パス係数などは事業分野ごとに異なっても構わないこととし¹⁵、変数とパスの配置関係が同じかどうかのみに着目する）に適合性があるかを、複数の事業分野について同時に確認する。そうしたところ、全 5 つの事業分野について多母集団同時分析を用いると解が収束しないが、「金融業」を除いた「建設業」「製造業」「商業」「サービス業」の 4 つの事業分野に多母集団同時分析を用いると、非常に良好な適合性が確認された (CFI = 1.000, RMSEA = 0.000, SRMR = 0.023, サンプルサイズ 849)。したがって、少なくともこれらの事業分野には、いずれもモデル 2-A があてはまるといえる¹⁶。

14 「法曹人口調査」（大企業調査）では、回答企業が 12 の事業分野の中から自身の主たる事業を回答している。そのうち「食料品業」51 社、「繊維・パルプ・紙業」22 社、「化学・石油・石炭製品」82 社、「ゴム・ガラス・土石業」26 社、「鉄鋼・非鉄金属・金属製品」46 社、「機械・電気機器・輸送用機器・精密機器・その他製造業」239 社をまとめて、「製造業」とした。「⑪運輸・通信・倉庫・不動産業」101 社、「⑫電気・ガス業・サービス業・その他」195 社をまとめて、「サービス業」とした。また、「建設・工事業」97 社、「商業」179 社、「金融業」87 社は、それぞれ単一のくくりとして「建設業」「商業」「金融業」とした。「農林・水産業・鉱業」5 社は、回答企業数が少なすぎるため、事業分野ごとの分析からは除外した。

15 必要最低限の制約だけ加えた。具体的には、どの事業分野の企業集団についても、「事業規模」→従業員数」と「《法務ニーズ》→法務担当者数」の（非標準化）パス係数を 1 に固定し、「事業規模」の平均を 0 に固定した。構造方程式モデリングの計算技法上、潜在変数から観測変数に引かれるパスのうちのどれか 1 つのパス係数を 1 に制約する必要があるからである。また、この段階では、「事業規模」の平均を事業分野間で比較することを目的としないためである。

次に、さらに発展的な第二の分析として、たとえ同じモデル 2-A の配置があてはまるとしても、事業分野ごとに変数間の影響の大小に差異はないのかを検証する。多母集団同時分析では、潜在変数の平均値、潜在変数間のパス係数、観測変数間のパス係数の大小を集団間で比較することが可能である。具体的にモデル 2-A の場合には、《事業規模》の平均値、「《事業規模》→《法務の基盤》」のパス係数、「《法務の基盤》→法務担当者数」のパス係数の大小を事業分野間で比較することが可能である。これにより、異なる事業分野の企業集団間で、《事業規模》の大きさ、《事業規模》が《法務の基盤》に与える影響の大きさ、《法務の基盤》が法務部門の発展に与える影響の大きさを比較することができる。

ただし、多母集団同時分析でこれらの数値を比較する前提として、潜在変数から観測変数に伸びるすべてのパスのパス係数が、比較する複数の集団間で同じ値（「測定不变」と呼ばれる）だと仮定しなければならない。つまり、モデル 2-A での分析の際には、「《事業規模》→従業員数」「《事業規模》→資本金」「《法務の基盤》→法務担当者数」「《法務の基盤》→社外弁護士予算」のパス係数が、比較するすべての事業分野において同じ値であると仮定する必要がある。これは、測定不变が満たされなければ、集団ごとにそれぞれの潜在変数の意味（中身）が違うものになってしまふ可能性があるからである。すなわち、本件の分析でいえば、パス係数を事業分野間で統一できなければ、《事業規模》と《法務の基盤》の意味（中身）が事業分野ごとに違うものになってしまふおそれがあり、意味（中身）の違うものをもとにモデルを比較してもあまり有益ではないということである。

そのため、第二の分析は、上記の測定不变の制約をおいた場合にも多母集団同時分析でモデルが適合するか、を確認するところから始める。そうしたところ、「建設業」を除いた「製造業」「商業」「サービス業」の 3

16 「金融業」を含めた場合に解が収束しない理由は、「金融業」の回答企業数が十分に大きくなことが主な原因だと考えらる。回答企業数が多くなれば、「金融業」も含めて仮説モデル 2-A が適合するのではないかと推測される。とはいえ、「金融業」では、仮説モデル 2-A とは別の法務の発展モデルがあてはまる可能性も残る。なお、念のため「金融業」のみを取り出して、すべての 6 つの仮説モデル（図 1）を検証してみたが、いずれも解は収束しなかった。

つの事業分野について、測定不变の制約下で多母集団同時分析を用いると¹⁷、おおむね許容性のある適合性が確認された（CFI = 0.974, RMSEA = 0.066, SRMR = 0.103, サンプルサイズ 763）。したがって、「製造業」「商業」「サービス業」の間では、《事業規模》が従業員数と資本金に影響する度合いと、《法務の基盤》が法務担当者数と社外弁護士予算に影響する度合いが、いずれも事業分野間で等しいと考えて差し支えない。図 3 がこの多母集団同時分析の結果である。

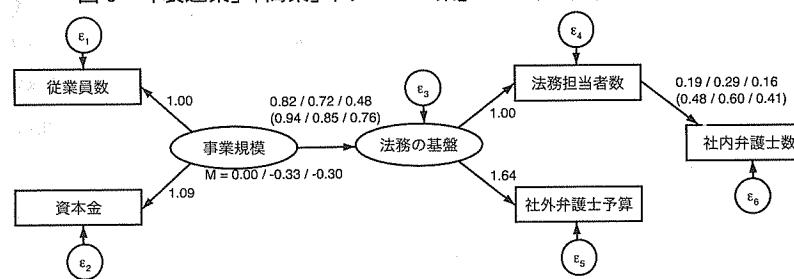
まず図 3 からは、《事業規模》が《法務の基盤》に及ぼす影響の大きさを比較すると（非標準化係数）、「製造業」(0.82) や「商業」(0.72) に比べて「サービス業」(0.48) ではその影響が小さいことが読み取れる¹⁸。また、法務担当者数が社内弁護士数に及ぼす影響を比較してみると（非標準化係数）、「製造業」(0.19) や「サービス業」(0.16) に比べて、「商業」(0.29) ではその影響が大きいこともわかる¹⁹。つまり、「商業」では、法務担当者数が 1% 増加すると社内弁護士数が 0.29% 増加するのに対して、「製造業」や「サービス業」では 0.19% や 0.16% の増加にとどまっていることがわかる。なお、企業の《事業規模》の平均値 M を比較すると、「製造業」(基準値 0) に比べて「商業」(-0.33) と「サービス業」(-0.30) はともに《事業規模》の平均が小さい²⁰。

17 なお、測定不变の制約に加えて、「《事業規模》→従業員数」と「《法務ニーズ》→法務担当者数」の（非標準化）パス係数は、事業分野間で単に同値というだけでなく、1 に固定した（前掲注 15 参照）。さらに、《事業規模》の平均値を「製造業」を基準にして事業分野間で比較するため、「製造業」の企業集団についてのみ《事業規模》の平均値を 0 に制約し、かつすべての事業分野において潜在変数から観測変数に伸びる各パスの切片を等値に制約した。

18 これら 3 集団間のパス係数の相違は、Wald 検定により 1% 水準で有意である（つまり、仮に 3 集団間の「《事業規模》→《法務ニーズ》」のパス係数を等値に制約したとすれば、現在の図 3 のモデルよりも、尤度比カイ二乗統計量において、モデルの適合性が有意に悪化する）。

19 これら 3 集団間のパス係数の相違は、Wald 検定により 1% 水準で有意である（つまり、仮に 3 集団間の「法務担当者数→社外弁護士数」のパス係数を等値に制約したとすれば、現在の図 3 のモデルよりも、尤度比カイ二乗統計量において、モデルの適合性が有意に悪化する）。

図3 「製造業」「商業」「サービス業」における法務の発展の比較



注) 図中のパス係数は非標準化係数（括弧内は標準化係数）²¹。3つの数値がスラッシュで区切られた箇所は、順に「製造業」／「商業」／「サービス業」の各集団の数値を示す。Mは《事業規模》の平均値。誤差の分散の表示は省略。***の記載も省略したが、すべてのパス係数は $p < 0.001$ 。サンプルサイズ 763。

5. 知見のまとめと考察

5.1. 知見のまとめ

本稿では、構造方程式モデリングという手法を用いて、大企業の法務の発展と弁護士利用のメカニズムのモデルを実証的に構築した。その知見をまとめると次のとおりである。

まず、大企業全体について、6つの仮説モデル（前掲図1）を順に検証した結果、モデル2-Aが支持された（前掲図2）。すなわち、各企業の事業規模の拡大が法務の基盤を拡大させ、そのうえで法務の基盤が拡大すると法務部門の発展と社外弁護士の利用拡大につながり、かつ法務部門が発展すると社内弁護士採用につながる、という関係性の説明モデルが支持された。

次に、事業分野別の相違についても、構造方程式モデリングのうち多母集団同時分析という手法で、比較検証した。事業分野によって、法務の發

20 いずれも0.1%水準で統計的に有意な差である。参考までに、平均値の数値の差を簡易的な効果サイズで表現すると、「商業」と「サービス業」の《事業規模》の平均は、標準偏差にしてだいたい10分の4くらい「製造業」の平均から低くなっている（「平均値の差」を「3つの集団の《事業規模》の標準偏差の平均（0.79）」で割ると、「サービス業」(-0.30)の場合は0.38、「商業」(-0.33)の場合は0.42となる）。

21 多母集団同時分析においては、非標準化係数を示すことが一般的である。

展と弁護士利用のメカニズムが多少異なるかもしれないからである。その結果、少なくとも「建設業」「製造業」「商業」「サービス業」の4つの事業分野においては、上記と同じ流れのモデルがあてはまることが確認された。

さらに、事業分野別の発展的な分析として、同じ配置のモデル（モデル2-A）であっても、事業分野によって、変数間の関係性の大小には相違があるのではないかを比較検証した。多母集団同時分析の手法を用いて、「製造業」「商業」「サービス業」の3つの事業分野間でモデルの細部を比較することができた。その結果、「サービス業」では他の2つの事業分野よりも事業規模が法務の基盤に及ぼす影響が小さいこと、「商業」では他の2つの事業分野よりも法務部門の発展が社内弁護士採用に及ぼす影響が大きいことなどがわかった（前掲図3）。

5.2. 若干の考察

最後に、本稿で実証した大企業の法務の発展メカニズムのモデルをもとに、企業における弁護士利用のあり方・促進可能性について、若干だけ考察を述べてしめくくりしたい。

第一に、4.2.「仮説モデルの検証」で前述したとおり、現在の大企業の潜在的な法務の基盤（法務のニーズと資源的余裕）は、やはり事業規模によってかなり強く（8割方）規定されていることは注目に値する。もし法曹業界として企業の弁護士利用（あるいは法務部門における法科大学院修了者の採用）を促進したいのであれば、まずは「事業規模が大きく潜在的な法務の基盤が大きいが、法務担当者や弁護士利用が不足している」ような企業を対象にして、その不足を補う形で弁護士利用の促進を図っていくことが最も現実的だと思われる。他方で、法務の基盤が事業規模によって規定されるという現状の構造そのものが変わらない限りは、事業規模の小さい企業における弁護士利用を促進するのは容易ではないかもしれない。いくら供給があったとしても、法務の基盤が小さいからである。

第二に、現状として、社内の法務部門の発展と社外弁護士の利用は、いずれも企業が内包する法務の基盤から影響を受けているが、両者の間には相互の関係性はなさそうだということである。したがって、たとえ社内で法務部門が発展していない企業であっても、法務の基盤（法務のニーズと

資源的余裕) さえあれば、社外弁護士の利用を促進することは可能だと考えられる。また、この事実は、社内の法務部門が対応している(できる)法務と、社外弁護士が対応している(できる)法務の中身の種類が異なることを実証的に示唆しているともいえるだろう。

第三に、社内弁護士の採用については、社外弁護士の利用とは異なり、社内の法務部門の発展から直接の影響を受けているということである。つまり、企業の法務の基盤(法務のニーズと資源的余裕)が高かったとしても、直ちには社内弁護士の採用にはつながらず、まずは法務部門が整備される必要がある。社内の法務部門が発展する延長上に、社内弁護士の採用が位置付けられているのである。したがって、もし法曹業界として企業内弁護士の採用を促進したいのであれば、すでに法務部門が整備された企業に的を絞るか、あるいはまずは企業の法務部門の整備を手助けするところから始めることが有効かもしれない。

なお、留意点として、本稿の分析はあくまでも2014年に調査が実施された時点の実態をモデル化したものである。したがって、(新たな種類の法務ニーズが生じるなどにより)法務の発展メカニズムの構造が将来的に変わる可能性はもちろんある。また、本稿では大企業のデータのみを分析しており、中小企業については本稿の分析の射程範囲外であることにも留意されたい。

参考文献

- Acock, Alan C. (2013) *Discovering Structural Equation Modeling Using Stata [Revised Edition]*. Stata Press.
- 足立浩平 (2006)『多変量データ解析法—心理・教育・社会系のための入門』ナカニシ出版
- 朝野熙彦・鈴木督久・小島隆矢 (2005)『入門 共分散構造分析の実際』講談社
- 中小企業庁 (2018)「中小企業・小規模事業者の数等(2016年6月時点)の集計結果を公表します」(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html) 2020/3/30 アクセス
- Coates, John C., et al. (2011) "Hiring Teams, Firms, and Lawyers : Evidence

of the Evolving Relationships in the Corporate Legal Market," 36 *Law & Social Inquiry* 999–1031

社団法人商事法務研究会・経営法友会 (2006)『会社法務部【第9次】実態調査の分析報告』(別冊NBL No.113) 商事法務

経営法友会法務部門実態調査検討委員会 (2010)『会社法務部【第10次】実態調査の分析報告』(別冊NBL No.135) 商事法務

—— (2016)『会社法務部【第11次】実態調査の分析報告』(別冊NBL No.160) 商事法務

森大輔 (2015)「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係—構造方程式モデリングによる分析」法社会学 81号 189-206頁

内閣官房法曹養成制度改革推進室 (2015)『法曹人口調査報告書』(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/pdf/2houkoku.pdf) 2020/3/30 アクセス

日本弁護士連合会【日弁連】弁護士業務総合推進センター・みずほ総合研究所株式会社 (2008)『中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書』

日本弁護士連合会【日弁連】日弁連中小企業法律支援センター・株式会社帝国データバンク (2017)『第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書』

日本組織内弁護士協会 (2019a)「企業内弁護士数の推移(2001年~2019年)」(<https://jila.jp/material/statistics/>) 2020/3/30 アクセス

日本組織内弁護士協会 (2019b)「企業内弁護士を多く抱える企業上位20社(2001年~2019年)」(<https://jila.jp/material/statistics/>) 2020/3/30 アクセス

豊田秀樹編著 (2003)『共分散構造分析〔疑問編〕—構造方程式モデリング』朝倉書店

謹呈

これは、学術雑誌に掲載された拙稿を、関係者各位に謹呈する
ために、著者自身が手作業で複写したものです。

著作権法の範囲内で、かつ、学術目的又は教育目的に限ってご
利用ください。

齋藤亩治（2020）「大企業の法務と弁護士利用—構造方程式モ
デリングによる法務の発展の分析（法曹人口調査二次分析検討
会報告書）」法と実務 16 号 60-81 頁

法と実務 vol. 16

2020年8月20日 初版第1刷発行

編 者 日弁連法務研究財団

発 行 者 石川 雅規

発 行 所 株式会社商事法務

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
TEL 03-5614-5643・FAX 03-3664-8844〔営業〕
TEL 03-5614-5649〔編集〕

<https://www.shojihomu.co.jp/>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。 印刷／ソニーコミュニケーションプリントイング
©2020 日弁連法務研究財団 Printed in Japan

Shojihomu Co., Ltd.

ISBN978-4-7857-2794-9

* 定価は表紙に表示しております。

JCOPY <出版者著作権管理機構 委託出版物>
本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。
複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構
(電話03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp)
の許諾を得てください。